

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険にご加入のみなさまへ

交通事故などの第三者行為で治療をしたときは、

届け出が必要です！

交通事故などの第三者行為によるケガの治療で**国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等**を使う場合は、市町村・国保組合・後期高齢者医療等の窓口への**届出**が必要です。



第三者行為とは

「交通事故にあった」「他人のペットに咬まれた」「自転車とぶつかった」「食中毒にあった」など他人によってケガをさせられたことをいいます。

交通事故にあった



自転車とぶつかった



他人のペットに咬まれた



食中毒にあった



法令により**届出は義務付けられています**。届出がされないと、**本来加害者が負担**する医療費及び介護サービス費を**保険者が負担**することとなります。医療保険制度及び介護保険制度を維持するためにも、**必ず届出**をお願いいたします。

神奈川県各市町村(国民健康保険・介護保険)・各国民健康保険組合・神奈川県
神奈川県後期高齢者医療広域連合・神奈川県国民健康保険団体連合会